

1. 重要な会計方針

有形固定資産等の評価基準及び評価方法

- ① 有形固定資産……………取得原価
ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。
 - ア 昭和59年度以前に取得したもの……………再調達原価
ただし、道路、河川及び水路の敷地は備忘価額1円としています。
 - イ 昭和60年度以後に取得したもの
取得原価が判明しているもの……………取得原価
取得原価が不明なもの……………再調達原価
ただし、取得原価が不明な道路、河川及び水路の敷地は備忘価額1円としています。
- ② 無形固定資産……………取得原価
ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。
取得原価が判明しているもの……………取得原価
取得原価が不明なもの……………再調達原価

有価証券等の評価基準及び評価方法

- ① 満期保有目的有価証券……………償却原価法
- ② 満期保有目的以外の有価証券
 - ア 市場価格のあるもの……………会計年度末における市場価格
(売却原価は移動平均法により算定)
 - イ 市場価格のないもの……………取得原価
- ③ 出資金
 - ア 市場価格のあるもの……………会計年度末における市場価格
(売却原価は移動平均法により算定)
 - イ 市場価格のないもの……………出資金額

有形固定資産等の減価償却の方法

- ① 有形固定資産（リース資産を除きます。）……………定額法
なお、主な耐用年数は以下のとおりです。
建物 14年～50年
工作物 2年～60年
物品 2年～30年
- ② 無形固定資産（リース資産を除きます。）……………定額法
(ソフトウェアについては、当市における見込利用期間（5年）に基づく定額法によ
っています。)
- ③ リース資産
 - ア 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
……………自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法
 - イ 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
……………リース期間を耐用年数とし、残存価値をゼロとする定額法

引当金の計上基準及び算定方法

- ① 投資損失引当金
市場価格のない投資及び出資金のうち、連結対象団体（会計）に対するものについ
て、実質価額が著しく低下した場合における実質価額と取得価額との差額を計上して
います。
- ② 徴収不能引当金
未収金については、過去5年間の平均不納欠損率により（又は個別に回収可能性を検
討し）、徴収不能見込額を計上しています。
長期延滞債権については、過去5年間の平均不納欠損率により、徴収不能見込額を計
上しています。
長期貸付金については、過去5年間の平均不納欠損率により、徴収不能見込額を計上
しています。
- ③ 退職手当引当金
富山県市町村総合事務組合にて共同処理を行っており、統一的な基準による地方公会
計マニュアルのQ&A「2財務書類作成要領・問番号9」に基づき計上しています。
- ④ 損失補償等引当金
履行すべき額が確定していない損失補償債務等のうち、地方公共団体の財政の健全化
に関する法律に規定する将来負担比率の算定に含めた将来負担額を計上しています。
- ⑤ 賞与等引当金
翌年度6月支給予定の期末手当及び勤勉手当並びにそれらに係る法定福利費相当額の
見込額について、それぞれ本会計年度の期間に対応する部分を計上しています。

リース取引の処理方法

- ① ファイナンス・リース取引
通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。
- ② オペレーティング・リース取引
通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

資金収支計算書における資金の範囲

現金（手許現金及び要求払預金）

なお、現金には出納整理期間における取引により発生する資金の受払いを含んでいます。

その他財務書類作成のための基本となる重要な事項

- ① 物品及びソフトウェアの計上基準
物品については、取得価額又は見積価格が50万円（美術品は300万円）以上の場合に資産として計上しています。
ソフトウェアについても物品の取扱いに準じています。
- ② 資本的支出と修繕費の区分基準
資本的支出と修繕費の区分基準については、金額が60万円未満であるとき、又は固定資産の取得価額等のおおむね10%未満相当額以下であるときに修繕費として処理しています。

2. 重要な会計方針の変更等

3. 重要な後発事象

組織・機構の大幅な変更

平成28年4月1日に前沢小学校と三日市小学校の統合により桜井小学校を開校しました。

その他重要な後発事象

該当する事象はありません。

4. 偶発債務

係争中の訴訟等で損害賠償等の請求を受けているもの

該当する事象はありません。

その他主要な偶発債務

該当する事象はありません。

5. 追加情報

対象範囲（対象とする会計名）

一般会計

一般会計

歳入歳出外現金

一般会計等と普通会計の対象範囲等の差異

ありません。

出納整理期間について、出納整理期間が設けられている旨（根拠条文を含みます。）及び出納整理期間における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としている旨

地方自治法第235条の5に基づき出納整理期間が設けられている会計においては、出納整理期間における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。

表示単位未満の金額は四捨五入することとしているが、四捨五入により合計金額

に齟齬が生じる場合は、その旨

百万円未満を四捨五入して表示しているため、合計金額が一致しない場合があります。

地方公共団体財政健全化法における健全化判断比率の状況

実質赤字比率 — （対象会計の範囲内合計で赤字とならないため）

連結実質赤字比率 — （対象会計の範囲内合計で赤字とならないため）

実質公債費比率 13.4%

将来負担比率 110.3%

繰越事業に係る将来の支出予定額

2,118,659千円（継続費の逓次繰越額1,024,629千円、繰越明許費1,094,030千円）

減債基金に係る積立不足の有無及び不足額

全額歳計剰余金処分により積み立てたもので、特定の地方債との紐付けがないため積立不足はありません。

基金借入金（繰替運用）の内容

歳計現金に不足が生じる場合、効率性を勘案の上、歳計現金への繰替運用を行っています。

平成28年度末残高 なし

地方交付税措置のある地方債のうち、将来の普通交付税の算定基礎である基準財政需要額に含まれることが見込まれる金額

19,842百万円

将来負担に関する情報（地方公共団体財政健全化法における将来負担比率の算定要素）

標準財政規模 12,332,915千円

元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額 9,398,866千円

将来負担額 47,636,034千円

充当可能基金額 3,720,170千円

特定財源見込額 248,125千円

地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額 32,565,493千円

純資産における固定資産等形成分及び余剰分（不足分）の内容

① 固定資産等形成分

固定資産の額に流動資産における短期貸付金及び基金等を加えた額を計上していません。

② 余剰分（不足分）

純資産合計額のうち、固定資産等形成分を差し引いた金額を計上しています。

基礎的財政収支

283,186千円

既存の決算情報との関連性（上記で示した「②一般会計等と普通会計の対象範囲等の差異」に係るものを除きます。）

	収入（歳入）	支出（歳出）
歳入歳出決算書	20,644百万円	19,924百万円
財務書類の対象となる会計の範囲の相違に伴う差額	0百万円	0百万円
資金収支計算書	20,644百万円	19,924百万円

資金収支計算書の業務活動収支と純資産変動計算書の本年度差額との差額の内訳

一時借入金の増減額が含まれていない旨並びに一時借入金の限度額及び利子の金額

資金収支計算書上、一時借入金の増減額は含まれていません。

なお、一時借入金の限度額及び利子額は次のとおりです。

一時借入金の限度額 3,000百万円

一時借入金に係る利子額 533千円